

長岡市告示第233号

長岡市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和62年長岡市条例第57号）第3条の規定に基づき、負担区域を次のように定めます。

なお、関係図書は、長岡市土木部下水道課において一般の縦覧に供します。

令和7年4月1日

長岡市長 磯田 達伸

負担区域

1 長岡地域
市街化区域

地 区 名	区 域
高見地区	高見町の一部
前川地区	上前島1丁目の一部

2 中之島地域

地 区 名	区 域
中之島地区	中野中、中之島、大口、中興野、猫興野及び池之島の各一部

3 寺泊地域

地 区 名	区 域
和島地区	寺泊木島、寺泊夏戸、寺泊五分一及び寺泊碓田の各一部
寺泊地区	寺泊新長、寺泊敦ケ曽根、寺泊北曽根、寺泊竹森、寺泊郷本及び寺泊吉の各一部